

東南アジア等におけるスポーツ振興の 一元化推進策に関する国際比較研究

—ASEAN 諸国を中心として—

野川春夫*

岡田 梓** 佐々木朋子* 田中暢子*** 工藤康宏*

抄録

わが国のスポーツ基本法（2011年策定）は以前の振興法と異なり、障害者のスポーツ推進を謳っている。国際的な潮流として、1990年の「障害をもつアメリカ人法」の制定を契機に、アメリカ、英国、オーストラリアなどスポーツの強豪国を中心に差別禁止法が施行され、スポーツ競技団体が障害者も同様に支援する“一元化”を推進する体制が世界に広まった。一方、日本国内ではスポーツ政策を統括・推進する省庁が障害者と健常者の両方のスポーツ行政を担う一元化の体制が取られていない。また先行研究では、諸外国でもそれぞれ直面した課題に対応しながら、一元化の推進の道を歩んでいることが報告されている。

本研究では、ASEAN 諸国を中心に、障害者スポーツの現状と課題を把握するとともに、障害者と健常者のスポーツ推進体制の一元化に向けてどのような政策立案が進められているのかを明らかにすることを目的とした。

ASEAN 諸国 4 カ国（タイ、マレーシア、ベトナム、シンガポール）に、台湾、ニュージーランドを含めた計 6 カ国を選定した。2012 年 8 月～2013 年 2 月にかけて、障害者スポーツ団体関係者、大学所属の研究者、政府スポーツ担当者らを対象に面接調査を中心にデータを収集した。

主な結果は、以下の 4 点である。

1. ASEAN 諸国においても先進諸国と同様、一元化体制が敷かれている。
2. ASEAN 諸国の一元化の理由は、財政支援や人員不足が原因であり、健常者スポーツと障害者スポーツの分離を望む声がある。
3. ASEAN 諸国の障害者スポーツに共通する課題として、政府・企業からの財政支援、障害者がアクセス可能なスポーツ施設の建設、専任コーチの養成等が挙げられる。
4. ニュージーランドは、障害者スポーツの推進に特化するのではなく、先住民を含めたマイノリティグループに対する平等政策に価値を置いている。障害者のメインストリーム化はここ数年の取り組みであり、選手強化の面などでは課題も散見された。

キーワード：東南アジア，障害者スポーツ，一元化推進策，国際比較

* 順天堂大学 〒270-1695 千葉県印西市平賀学園台 1-1

** 順天堂大学大学院 〒270-1695 千葉県印西市平賀学園台 1-1

*** ラフバラ大学 Leicestershire, LE11 3TU United Kingdom

Southeast Asia's International Study of the Policy for Mainstreaming Disability Sports

—with a particular focus on ASEAN countries—

Haruo NOGAWA*

Azusa OKADA** Tomoko SASAKI* Nobuko TANAKA*** Yasuhiro KUDO*

Abstract

The Sports Basic Act (enacted in 2011) placed an emphasis on the promotion of disability sports for the first time. After the enactment of the “Americans with Disabilities Act of 1990”, US, UK and Australia have begun to put nondiscrimination laws in force. As a result, sports organizations began to support people with disabilities and promote mainstreaming. In Japan, on the other hand, currently both the able-bodied and disabled sports are not promoted by the same ministry. However, the mainstreaming approach has not always been going well and several issues in each country were reported in the previous study.

The aim of this research was to understand the current situations and issues of disabled sports in Southeast Asia with a particular focus on ASEAN countries, and to explore the existing policies and plans in the process of mainstreaming.

To achieve the purpose of this research, the researchers selected a total of six countries: four ASEAN countries (Thailand, Malaysia, Vietnam and Singapore) and Taiwan and New Zealand. The researchers conducted face-to-face interviews with the key stakeholders from disability sports organisations, universities and government agencies in order to gather information from August 2012 to February 2013.

The key findings of this research are as follows:

1. Sports are mainstreamed in ASEAN in a similar manner as the developed countries
2. Mainstreaming in ASEAN is occurring due to a lack of government funding and staff shortage, and disabled sports in some countries wish to separate from able-bodied sports
3. Common issues of disabled sports experienced by ASEAN countries include a lack of funding, a need to establish sports facilities which are accessible for disabled athletes, and the development of disabled sports coaches
4. New Zealand places a value on equality policies of minority groups. Mainstreaming has begun only recently and there are still several issues with regard to athlete development.

Key Words : South East Asia, Disability Sports, Mainstream,
International comparative policy analysis

* Juntendo University 1-1 Hiraga-gakuendai, Inzai-shi, Chiba 270-1695 Japan

** Juntendo University Graduate School 1-1 Hiraga-gakuendai, Inzai-shi, Chiba 270-1695 Japan

*** Loughborough University Leicestershire, LE11 3TU United Kingdom

1. はじめに

わが国において 2011 年に策定されたスポーツ基本法は以前の振興法とは異なり、障害者のスポーツ推進を謳っている。基本的施策においては「障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるようスポーツ施設の整備」と「全国障害者スポーツ大会に対する援助」が明示されている（文部科学省, 2011）。国際的な潮流として、1990 年の「障害をもつアメリカ人法」の制定を契機に、アメリカ、英国、オーストラリア（以下 AUS）などのスポーツの強豪国を中心に差別禁止法が施行され、スポーツ競技団体が障害者をも支援する“一元化”を推進する体制が広まった（田中, 2011）。しかし、日本国内ではスポーツ政策を統括・推進する省庁が障害者と健常者の両方のスポーツ行政を担う一元化の体制が取られていない。一般社団法人日本パラリンピアンズ協会が実施した「パラリンピック選手の競技環境その意識と実態調査」において、パラリンピック選手・コーチらと、オリンピック選手・コーチらとの間にある「競技団体の組織力・経済力」の差が、改善されるべき課題とされている（田中, 2012）。地域レベルでの障害者スポーツ振興も、障害者のスポーツ参加を促す環境の整備が求められる（田中, 2012）。しかし、欧州並びにアジア諸国を対象に行われた野川ら（2012）の調査では、必ずしも一元化政策の推進が順調に進んでいるとは限らず、各国においてそれぞれ直面した課題に対応しながら、一元化の推進の道を歩んでいることが報告されている。

2. 目的

近年の経済発展が著しい ASEAN 諸国は、民族、宗教、言語などの多様性を持つ。ASEAN 諸国における障害者スポーツの現状と課題を把握するとともに、障害者と健常者のスポーツ推進体制の一元化に向けてどのような政策立案が進められているのかは明らかになっていない。そこで本研究では、わが国とは異なる社会文化的背景を持つこれらの国々において、障害者と健常者のスポーツ政策の展開に関する精緻な最新情報を収集し、わが国の一元化推進策を実践的に検討するための一助とすることを目的とした。なお、本研究では“一元化推進策”を“健常者と障害者のスポーツが同じ省庁などで振興され、展開される、制度・政策・事業の具体的な推進の取り組み”（野川ら, 2012）として操作的に定義する。

3. 方法

“一元化の推進に取り組む国々の手法は一致せず、国ごとの特徴がみられる”（野川ら, 2012）との仮説を設定した上で、2012年4月から2013年2月に

かけて各国政府、スポーツ政策関連のウェブサイトおよび書籍、学術論文からの情報収集を行った。さらに、ASEAN諸国4カ国（タイ、マレーシア、ベトナム、シンガポール）に加えて台湾、ニュージーランドを含めた計6カ国を選定し（表1）、障害者スポーツ団体関係者、大学所属の研究者、政府スポーツ担当者らを対象に面接調査を実施した。なお、台湾は、他国の面接調査で主として使用した質問項目と同様の項目に対し、文章による回答を得た。シンガポールでは、施設訪問と同時にインフォーマルに聞き取りを行った。対象者には研究の目的・概要ならびに個人情報遵守の説明を含めた英文の質問項目を、事前にEmailで送付した。調査当日、口頭により研究への参加と会話の録音、ビデオカメラによる撮影の了承を得た。タイとベトナムでは現地の学生が通訳として同席した。面接時間は各組織約60分であった。調査後、面接内容の補足のため、必要に応じてEmailにて連絡をとった。

表1. 訪問先一覧

国	対象組織	期日	対象者の役職
THA	タイ・パラリンピック委員会	8/20	副会長、アシスタントマネジャー
SIN	シンガポール障害者スポーツカウンシル	9/14	広報スタッフ、副会長
	シンガポールのスポーツスクール	9/14	教諭、アシスタントマネジャー
MAS	マレーシア大学スポーツセンター	9/18	副館長（スポーツセンター）、Senior Lecturer（スポーツセンター）
	マレーシアパラリンピック委員会	9/18	事務局長
VIE	ベトナムパラリンピック委員会	9/20	副会長、卓球ナショナルコーチ
	ホーチミン市ナショナルスポーツセンター	9/21	トレーニングマネジャー
TPE	台湾パラリンピック委員会	1/28	パラリンピック委員会委員長
	台湾国立師範大学	1/28	教授、前パラリンピック委員会理事
	スポーツ管理局；生涯スポーツ局	1/28	局長
NZL	パラリンピックス・ニュージーランド	2/4	組織開発マネジャー
	ヘルベルク障害者スポーツ協会	2/5	障害者スポーツアドバイザー
	パラフェド・ウェリントン	2/7	チームリーダー
	スポーツ・ニュージーランド	2/8	マネジャー2名、アドバイザー
	文化・遺産省	2/8	スポーツ・レクリエーション局アドバイザー

4. 結果及び考察

4-1. タイ（野川・岡田）

(1) 所管省庁（図1参照）

タイは国王を元首とする立憲君主制の民主政体であり、東南アジアで唯一植民地支配の影響を受けていない国である。タイの健常者スポーツと障害者スポーツを所管しているのが、2002年に設置された観光・スポーツ省 (Ministry of Tourism and Sports: MOTS) である。MOTS には、タイ・スポーツ庁 (Sports Authority of Thailand: SAT) を含めた6つの内部局が存在し、SAT は政府機関として障害者スポーツの大会運営などに関する事業を含むタイのスポーツを総合的に統括している。一方で、障害者福祉関連の事業は保健省と労働社会福祉省の所管である。

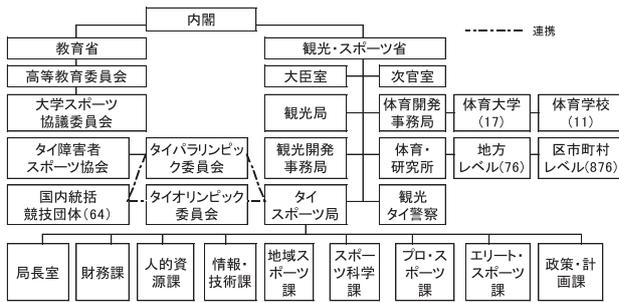


図1. タイの組織図

(2) 一元化体制とその法的根拠

1976年に同国初の障害者協会としてタイ盲人協会、そして1983年にタイ障害者協会が設立された(JICA, 2002)。1991年に初めて障害者に特化した法律「障害者リハビリテーション法」が施行され、1998年にはタイ障害者権利条約が発効された。この条約は国民によって結ばれた障害者の人権を謳った誓約であり、障害者の社会参加支援とサービス提供実施における法的根拠となっている。これらの取決めと同時に、スポーツの発展と振興を目的としたスポーツ振興計画(第1次～第2次)が1988年から2001年にかけてSATによって策定された(山口, 2004)。第2次スポーツ振興計画(1997年～2001年)では、障害者・退役軍人・少数民族などの特別な支援を必要とする人々を主な対象としたスポーツフォーオール振興に焦点が当てられた。現在、第5次スポーツ振興計画(2012年～2015年)が遂行中である。また、2012年にタイ障害者スポーツ協会がSATのスポーツ振興計画で明示された施策に答えるべく、障害者スポーツ戦略計画(2013～2018)を策定した。

(3) 障害者スポーツの実態

1) タイ・パラリンピック委員会

タイ・パラリンピック委員会(Thai Paralympic Council:TPC)は、タイ障害者スポーツ協会の内部組織として存在する。スパチャラサイスタジアムに事務所を設置しており、フルタイム職員が5人(2012年8月現在)という状況で、各競技の運営管理・広報・財務・国際関連の任務を担っている。TPCには5つの障害者協会(視覚障害、切断、知的障害、脳性まひ、聴覚障害)が加盟しており、さらにそれぞれの障害者協会に種目別競技団体が加盟している。1997年の第2次スポーツ振興計画の策定および障害者の権利を保障する法律の施行とともに、ASEANパラリンピック大会などを含めた国際大会に積極的に参加することとなった。タイのオリンピックメダル獲得における報奨金は世界各国と比較しても非常に高く、金メダルが約2600万円

(10,000,000THB)、銀メダルが約1700万円(6,000,000THB)、銅メダルが約1000万円(4,000,000THB)である。しかしオリンピックメダル獲得者が得る金額とは大きな格差がある(TPC, インタビュー, 2012)。

2) 障害者スポーツ活動・強化拠点

日本の国民体育大会と全国障害者スポーツ大会と同様、ナショナルゲームと呼ばれる障害者の大会が隔年で健常者の大会後に開催される。SATが大会の運営管理を担っており、全国から約2000人の選手が毎回参加する。国内にはスポーツスタジアムとスポーツセンターを合わせて約5万箇所以上が設置されているが、障害者専用のスポーツ施設は存在しないため、スパチャラサイスタジアムとチュラーロンコーン大学が所有する施設が選手らの活動・強化拠点となっている。しかし、これらの施設は元々、健常者を対象に建設されたため、車いす利用者や重度の障害を持ったアスリートにはアクセスが困難である。そこで、バンコクの東南にあるチェンブリー県内のパタヤの室内スタジアムを障害者専用のトレーニングスタジアムにする改修工事計画が2012年より遂行されている(改修費推定約25億THB(約78億円))。室内スタジアムの他に、アスリート宿舎、競泳場、アーチェリー競技場が隣接する予定である。バンコクからの移動時間(車で約90分)と移動手段が課題として挙げられているが、2015年からはこのスタジアムを拠点として、障害者スポーツの強化を図る(TPC, インタビュー, 2012)。

3) 指導者養成システム

短期間のコーチ養成クラスはあるが、費用の問題から、障害者スポーツ専用の指導者資格認定プログラムは構築されていない。新しい競技種目や障害者に特化した競技(例. ゴールボール)によっては、IPCの本部があるドイツへの2週間の遠征プログラムを行っており、タイの指導者や国際審判員が派遣される。現在、TPCはSATと連携をはかり、健常者アスリートの指導者に障害者のスポーツ指導に関する研修を行っている。障害者のスポーツにも対応できる指導者を養成することが予算削減に繋がるとの考えによるものであり、今後、健常者と障害者双方のスポーツ指導が可能な指導者の養成を目的としている。

4-2. マレーシア(岡田)

(1) 所管省庁

障害者、健常者のスポーツは共に2006年に同国にて開催されたFESPIC大会(極東・南太平洋身体障

テーマ1
一般
奨励
スポーツ政策に関する研究

害者スポーツ大会)以降、青少年スポーツ省 (Ministry of Youth and Sports:MOYS)が所管している。MOYSの青少年スポーツ局にはナショナルフィットネス課、組織開発振興課、高水準スポーツ課、レクリエーションスポーツ振興課、パラリンピック課がある。両スポーツとも同所管省庁内において統括されているが、それぞれが個々に組織化されているために障害者スポーツと健常者スポーツ間の事業企画と運営の連携は最小限に抑えられている。

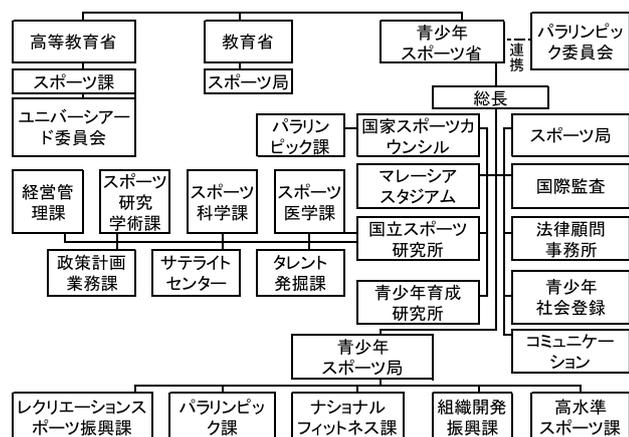


図2. マレーシアの組織図

(2) 一元化政策の体制および法的根拠

1988年に国家スポーツ振興計画が策定され、その後1989年にマレーシアパラリンピック委員会(MPC)設立、2007年には国家スポーツカウンシル(National Sports Council: NSC)のパラリンピック部局が設置されるなど、障害者スポーツの推進体制の整備が進められている。1988年に策定された国家スポーツ振興計画では、障害者を含めた“スポーツフォーオール”の重要性が強調されているほか、「2008年障害者法」では障害者のレクリエーションとスポーツ活動への参加権利が提唱されている(Khoo, 2011)。しかし、2008年障害者法には差別禁止の規定は盛り込まれていない。

マレーシアは1970年代以降、パラリンピック大会、ASEANパラリンピックゲームなどの国際大会に参加している。2006年のFESPIC大会における自国の選手の活躍を期待し、MOYSがNSCに対して、大会に向けた選手の強化を指示した。その結果、同国は総メダル獲得ランキングで1位の中国に次ぐ、2位のメダル数(174個)を獲得するなど快挙を成し遂げた。この成果によってNSCの強化プログラムが認められ、その後、NSCのパラリンピック部局(2007年設立)は、強化トレーニング、栄養管理やカウンセリングなど競技生活に必要とされる支援をアスリートに提供することとなった。それまでマレーシア・オリンピック委員会(MOC)のみと連携を図って

いたNSCであったが、2006年以降、MPCとも連携を強化している。NSCは2008年北京パラリンピック大会に向けた「選手強化プログラム2007」の成功を機に、2011年に「パラリンピック選手準備プログラム2011-2014」を施行した(NSC, 2012)。プログラムの主な目的は2014年のアジアパラリンピック大会および2016年のリオデジャネイロパラリンピック大会に向けた選手の発掘と強化としている。

また、国立スポーツ科学研究所(National Sports Institute: NSI)において国際競技力向上を支援する医科学研究も行われるようになり、一元化政策の推進に向けた動きが散見される。競技団体別では自転車、セーリング、卓球の国統括競技団体が障害者スポーツ振興にも着目しており、政府はこれらの協会に対し、NSCを介して障害者の指導が可能なコーチの派遣やスポーツ医科学支援を提供している。

(3) 障害者スポーツ推進の実態

1) マレーシアパラリンピック委員会(MPC)

障害者スポーツを統括する非政府組織はMPCであり、MPCのメンバーはIPCやアジアパラリンピック委員会(APC)などの国際機関で活躍する。MPC設立(1989)以前は、パラリンピック競技は障害種別団体によって運営されていたが、MPC設立を機に障害種別団体はMPCに加盟し、パラリンピック大会に関する事業はMPCが担うこととなった。当委員会の理念は、国際スポーツイベント出場を目指すアスリートの育成支援、障害者のためのアクティブな生活の確保、ニュースポーツとレクリエーションプログラムの導入、障害者にとっても利便性の良いスポーツ施設の設立、そしてコーチ・クラス分け委員・審判員の養成・強化である。

2) 障害者スポーツ活動・強化拠点

近年マレーシア政府はスポーツ施設の設備改善に努めている。政府は、障害者スポーツアスリートに対し、健常者と同様にNSCのトレーニング施設(ブキットジャリルスタジアムなど)の使用権利と機会、ならびに強化トレーニング期間中に同額の給料を受け取ることを保障し、スポーツ権利の平等を図った(Khoo, 2011)。ブキットジャリルナショナルスタジアム周辺には室内スタジアム、水泳競技場、ホッケースタジアムがある。これらの施設は健常者のために設立されたものだったが、改修工事が行われほとんどの施設において障害者の利用も可能となっている(MPC, インタビュー, 2012)。また、カンパングパンデン(Kampung Pandan)スポーツセンター(2012年9月現在、工事中)では、重量挙げや陸上競技の障害者アスリートたちがトレーニングを

行う。マレーシア大学では現在障害者アスリート専用のスタジアムを建設中である。2013年にはアジアユースパラリンピック大会が同国で開催されるため、大会開催会場の1つとして使用される予定である(マレーシア大学, インタビュー, 2012)。

3) 指導者養成システム

様々な競技において国際的に活躍するクラス分け委員と審判員を生み出しており、FESPIC大会を契機に多数のスタッフを国際大会へ派遣している。一方で、障害者スポーツ専門の指導者の養成プログラムやコースは構築されていない(マレーシア大学, インタビュー, 2012)。指導者・コーチが健常者競技団体で取得した資格を用いて障害者の指導も兼任している。指導者・コーチとして指導を行うには「スポーツ科学レベル1資格(Sports Science Level 1 Certificate)」の取得が必要である。大学のスポーツ科学学科を卒業することによって、レベル1資格が取得可能であるが、大学に通っていない場合はレベル1資格認定試験を受ける必要がある。レベル1資格取得後、さらに上級の資格試験を受けることができる。または、健常者の競技団体(例. バスケケットボール連盟)が運営する「競技別指導者認定資格」を取得することが求められている(マレーシア大学, インタビュー, 2012)。また、マレーシア大学では2006年から「パラリンピックスポーツの指導法」プログラムをスポーツ科学学科で開講しており、障害に関する知識を併せ持った指導者の育成に努めている(マレーシア大学, インタビュー, 2012)。

4-3. シンガポール(岡田)

シンガポールの障害者スポーツ国内統括団体はシンガポール障害者スポーツカウンシル(Singapore Disability Sports Council: SDSC)である。シンガポールでは一元化が進められているが、「障害者がスポーツ活動を行う環境において排除や搾取されないよう、障害者のスポーツの動向をきちんと見守ることこそがSDSCの重要な任務である」とのSDSCの考えが報告されている(田中, 2012)。2012年9月、SDSCは設立40周年を記念し、トラック&フィールドチャンピオンシップを開催した。SDSCは、一年を通じイベントや“High Participation”スポーツ・プログラム、“Kids Inclusive Sports Club (KISC)”などの多数のプログラムを展開し、幅広い年代・レベルを対象としたキャンペーンやイベントの運営を行っている。また、SDSCは8歳以上をターゲットに、学校などの教育機関でスポーツの楽しさを学ばせることを目的として、“Learn-To-Play (LTP)”スポーツ・プログラムを

展開している。LTPプログラムはその後、16歳以上を対象とした、特定のスポーツにおける選手育成を目的とする「育成プログラム」へと発展する。

2008年北京、2012年ロンドンパラリンピック大会における成績の低迷を機に、SDSCは選手の育成だけでなく、「サテライト」機関として若い選手の発掘に努める(SDSC, インタビュー, 2012)。「メインストリーム・スクール」と呼ばれる、特別な教育的ニーズを持たない児童が主に通う学校では日本の中高等学校同様、部活動における学校対抗試合が開催される。しかし、メインストリーム・スクールに通う比較的軽い障害を持った児童は、健常児と比べスポーツの試合や大会に参加する機会が少ない。メインストリーム・スクールに通う障害児の才能を見出すために、SDSCはサテライト機関として学校におけるタレント発掘の役割を担う。また、障害児が通う特別学校には定期的な運動やスポーツのプログラムが無く、教師たちも競技性の高いスポーツを教えるための知識・技術を身に付けていないことが多い。そこでSDSCが各学校へ出向き、LTPプログラムを展開する。運動に親しみ、スポーツ競技への興味を高めることによって、その後ナショナルスポーツ大会や障害者スポーツリーグへの障害児・者の参加を啓発する(SDSC, インタビュー, 2012)。さらに、ロンドンパラリンピック大会で知的障害者の競技部門が復活したこともあり、SDSCは知的障害者の競技種目、特に陸上にも近年焦点を当てている。

2004年に設立された小中学校、Singapore Sports School (SSS)には、1学年100名ほどの生徒が在籍する。2007年には、設立以降SSS初となる障害を持った生徒が入学した。2007年以前も、SSSは障害児の入学を許可していたが、毎日の学校生活を送るためには障害者バディとの同伴入学が条件とされていた。これは、教師たちの障害児に対する教育とコーチング知識不足を懸念した結果であった。また、軽度・中度の障害者にもアクセスが可能な教育施設ではあるが、全生徒は寮生活が原則であるため、障害を持った生徒達は当施設で生活を送ることが困難とされた。しかしその後、SDSCとシンガポールスポーツカウンシルとの協議の結果、SSSは障害児を受け入れることを決定したのである。2012年9月の時点で、身体障害を持つ生徒の在籍数は全学年で2名である(SSC, インタビュー, 2012)。

4-4. ベトナム(岡田)

(1) 所管省庁

障害者福祉に関する事業を所管しているのは労働・傷病兵・社会問題省であるが、スポーツ事業は、文化・スポーツ・観光省(Ministry of Culture,

Sports and Tourism of Vietnam: MCSTV)のスポーツ局が担う。MCSTVは、2007年に体育・スポーツ委員会、国家人口・家族家計委員会、文化情報省の文化庁が統合してできた省である(時本・田畑, 2003)。ベトナムの行政機構は中央・省・県・社レベルの4つのレベルで構成されており、各レベルに各省に連なる専門機関が存在する(寺本, 2008)。ベトナムの一元化の捉え方は、障害者のスポーツ権利を保障するという目的で一元化がなされているのではなく、財政および人員不足が原因として両スポーツが統合されている(ベトナムパラリンピック委員会(以下VPC), インタビュー, 2012)。障害者に特化したスポーツ計画・施策が策定されておらず、健常者スポーツの振興計画に基づいて推進されるために、障害者のニーズに対応することが難しく障害者スポーツ発展の遅れが顕著である(VPC, インタビュー, 2012)。

(2) 一元化政策の体制および法的根拠

障害者政策の基本法は1998年に策定された障害者法令(Phap lenhve Nguoi tan tat)である(寺本, 2008)。法令第5章では「国家および社会は、障害者の文学、芸術、スポーツ、科学、技術についての能力を発達させるためによりよい条件を整備」、「文化機関、スポーツ機関は障害者のためによりよい条件を提案しなければいけない」として障害者の文化・スポーツ活動のための条件整備を進めることが目指されている(黒田・鈴木, 2000)。1999年には、ホーチミン障害者青年団が、障害者がスポーツや文化活動などに積極的に取り組めるよう、障害者施策の改善に向けた要請を行い、職業訓練や就労指導が行われる障害者支援センターが設立されることとなった。

(3) 障害者スポーツの実態

障害者法令では障害者は「障害を引き起こした原因による区別なく、異なる障害の形の下で身体上のあるいは機能の一部または複数欠けており、活動能力が減退し、労働、生活、学習上の多くの困難に直面している人である」と定義されている(寺本, 2008)。障害種別で最も多いのが運動障害(29.4%)であり、次いで精神障害(16.8%)、視覚障害(13.8%)、聴覚障害(7.08%)となっている(斎藤, 2011)。ホーチミン市ナショナルスポーツセンター(以下HNS)は障害者スポーツの強化支援の運営を担う国家施設である。しかし、車椅子や障害者のためのアクセスを可能とする施設環境が不十分なために、選手達は当施設を利用せず居住地近隣の民間スポーツセンターでトレーニング・強化を行っている。

2002年以降、障害者アスリートも健常者と同様に国内のスポーツ施設の利用権利が保障されてはいるが、建設時には障害者の利用が計画に含まれていなかったためにアクセス面の改善が即急に求められている。現在ホーチミン市では、タンビンスポーツセンターのみが、政府から財政支援を得て障害者スポーツセンターとして選手に利用されている(HNS, インタビュー, 2012)。国際大会に出場する際には、障害者アスリートに対しても健常者アスリートと同様にスポーツ局から一日350,000ドン(約2000円)が生活費として支給されるが、大会の成果に対する報奨金は健常者に対する金額の方が高い。パラリンピック大会などの国際大会に参加する際に、MCSTVのスポーツ局の他に公共からの募金を募ることで出場が成り立っており、今後は民間企業によるスポンサー支援が重要となってくる。また、障害者の参加競技種目は国の経済力による影響を大きく受けており、ベトナムで比較的参加率の高い障害者スポーツの競技は陸上と水泳である。車椅子などの高価な用具を必要とする競技は必然的に選手者数が少ない(VPC, インタビュー, 2012)。

4-5. 台湾(野川・岡田)

(1) 所管省庁と一元化政策の体制

台湾のスポーツ事業は教育省のスポーツ管理局(Sports Administration: SA)が所管している。SAには計画局、体育局、生涯スポーツ局、高水準スポーツ局、国際競技局、スポーツ施設局がある。その他に、国立トレーニングセンター(NTC)の運営事業を担うNTC局が存在する。2012年末まで、教育省は学校におけるスポーツ・体育に関する事業を所管しており、学校以外のスポーツ事業は行政院体育委員会(1997-2012)が担っていた。2011年度の行政院体育委員会における障害者スポーツ関連事業への予算配分は約3700万NTD(約1億1千万円)で、2012年度は約2700万NTD(約8600万円)であった(SA, インタビュー, 2013)。2013年1月、国民のさらなるスポーツ参加率の向上を目的に、資源や施設の最適利用と教育やレクリエーションスポーツ参加者のニーズに応えるべく、行政院体育委員会と教育省が統合され、新しく「スポーツ管理局」として始動することとなった。再編されたことによって、スポーツ事業を担う行政機関は、「行政院 - 行政院体育委員会」の第2層から、「行政院 - 教育省 - スポーツ管理局」の第3層に格下げされたが、スポーツ管理局は過去15年間の行政院体育委員会の実績を構築するための組織体制の整備に努めることとなっている(Taiwan Today, 2013)。再編後、障害者スポーツ事業はスポーツ管理局生涯スポーツ課

が担うこととなったが、健常者と障害者のスポーツの一元化推進を目指す政策は策定されていない。台湾の障害者福祉において、1980年に障害者市民福祉法が制定され、その後1997年に身体的・精神的障害者市民権利擁護法が改正された。第1次「アジア太平洋障害者の10年」計画を機に、2000年以降、障害者福祉団体および様々なレクリエーション活動に対して、政府による資金援助が行われるようになった。1993年に策定された国家スポーツ法(National Sports Act)には、国内・国際的に活躍する健常者アスリート、障害者アスリート、コーチに対して政府が奨励金を与えるためには、特定の基準に沿って定められた条件と手順を満たさなければならずと明記されており、障害の有無に関わり無く同等の対応を受ける。

(2) 障害者スポーツの実態

定期的に運動を実施している国民の割合は2013年1月時点で30.4パーセントであり、2008年の24%から約6%増加している(Taiwan Today, 2013)。全国レベル、国際レベルで活躍する障害者アスリートはそれぞれ約4500人、1300人ほどである(SA, インタビュー, 2013)。障害者アスリートに対する国家的な財政支援の体制が充実しており、生活費、医療費、用具の購入に関わる費用やトレーニングにかかる移動・交通費の全額が支給される。また、オリンピック選手およびパラリンピック選手が、ナショナルトレーニングセンター(NTC)にあたるTzu Ying Training Centreを共同利用する。しかし、障害者アスリートのナショナルトレーニングセンターへのアクセスを保障・整備するための法律は存在しないため、利用数は少なく、障害者アスリートは主に民間のスポーツクラブと小中高等学校を利用してトレーニングを行う(台湾国立師範大学, インタビュー, 2013)。また、障害者アスリートのみが利用できる施設が、競技別にNational Ho-May Experimental School(重量上げ)、National Tai Chung School for Blind(陸上)、Kao Shiung Sin-Shing Elementary School(卓球)などが存在する。障害者アスリートのコーチは主に、障害者スポーツ競技団体に所属するコーチと学校の教員が多い。障害者アスリートの指導を行うには、台湾障害者スポーツ連盟が統括するコーチング講習会を受け、資格試験に合格しなければならない。台湾は1990年代後半以降、2年おきに日本の国民体育大会同様、台湾全土の自治体持ち回りでナショナルゲームが開催される。また、毎年、競技別の大会であるプレジデントカップが開催される。国際大会としてはアジア太平洋ろう者スポーツ大会が2000年に、6

億円(約18億円)近くを投じたデフリンピックが2009年にそれぞれ開催された。

4-6. ニュージーランド(田中・岡田)

(1) 所管省庁

ニュージーランド(以下NZ)の実質的なスポーツ事業の実務と政府による財政資金の管理責任はスポーツ・ニュージーランド(以下SNZ)が担う。MCHはSNZの監視組織としての権限を持ち、政府による財政資金はMCHを通じSNZに配分される。そしてMCHが、SNZが行うスポーツ事業と関連予算のモニタリングと評価を行う。MCHのスポーツ・レクリエーション局の担当者は2011年7月から実質1名である。SNZは従来、SPARC(Sport and Recreation New Zealand)の名称であったが、同じ企業名が多数存在することや、国際的にスポーツ組織としては一見分かりにくい名前という理由から、スポーツ・レクリエーション大臣の要請により2011年末にSNZへと改名することが決定され、2012年2月1日に正式に発足した(SNZ, インタビュー, 2013)。SNZの発足とともに、SPARCの傘下にあったハイパフォーマンス局がハイパフォーマンス・ニュージーランド(以下HPSNZ)として独立した。SNZとHPSNZにそれぞれに評議会が存在し、同一の理事長が監督する。SNZは毎月、3か月(評議会レポート)と6か月(フルレポート)おきに、MCHに事業報告を行う。組織の改編によって、ハイパフォーマンス(HPSNZ)と地域スポーツ(SNZ)が2つの組織として分離することとなったが、SPARC時と同様にSNZとHPSNZがそれぞれ健常者と障害者のスポーツの推進を行う。

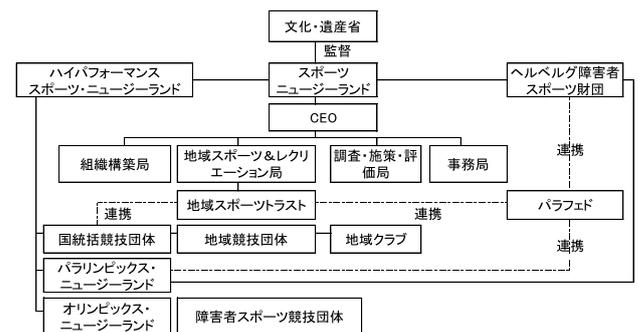


図3. NZの組織図

(2) 一元化政策の体制および法的根拠

1982の教育法の策定を機に、教育における障害児のメインストリーム化が始まった。NZのスポーツにおける一元化政策は2008年以降推進されてきた取り組みであり、比較的歴史が浅い。SPARC発足の法的根拠であるスポーツ・レクリエーション・ニュージーランド法(Sports and Recreation New Zealand Act 2002)がその後のスポーツに対する政

府出資に多大なる影響を与えた。障害者スポーツに特化した法律は策定されておらず、その理由としては「スポーツ」を総体的に見ることで障害者も含めた国民全体のスポーツ参加率向上を狙う。また、インクルージョンは法律で強制するものではなく、推進されるものであると捉えられている (Halberg, インタビュー, 2013)。障害者のインクルージョンに着目した政策は“Full Participation(2001)”やSNZの“No Exception Policy”がある。他に、マイノリティグループのスポーツ振興を目的としたスポーツ振興政策として、先住民族を対象にヘー・オーランガ・ポータマ (He Oranga Poutama) が展開されている。

(3) 障害者スポーツ推進の実態

NZの障害者スポーツ振興・普及に多大な影響を持つのが下記の3組織である。

1) パラリンピックス・ニュージーランド(PNZ)

他国のパラリンピック委員会と比較し特徴的であるのは、PNZはパラリンピック大会へ選手を派遣するだけでなく、水泳、陸上、射撃、自転車等の4競技において、強化活動を行っている点である。その他の競技については国統括競技団体とのメインストリームがなされており、特にヨット、ローイング、乗馬、スノースポーツ、トライアスロン、カヌー競技においては障害者専門の部局を設置し、障害者アスリートのためにスタッフを配置するなど、健常者に対する事業と同様の実施体制が敷かれている。しかし、2012年ロンドンパラリンピックでNZが獲得したメダルはPNZが監督する水泳、自転車、射撃だけであった。PNZは、これらの競技団体はまだ障害者アスリートの強化事業をも担う組織力は無く、事業を委ねることで障害者アスリートに対する強化支援活動が粗略になる可能性があると考えている。2016年までにはPNZ所属の競技団体が障害者アスリートに対しても同様の運営をするメインストリーム (田中, 2011) への移行を目標としているが、達成に向けては競技団体の能力や理解などの面において更なる改善が必要とされる (PNZ, インタビュー, 2013)。

2) ヘルベルグ障害者スポーツ財団(以下Halberg)

地域レベルにおいて、身体障害・感覚障害を持った障害児・者を対象にアドボカシー活動を通じ、インクルーシブな環境の整備を行う。地域クラブや後述のParafedsを含む障害者スポーツ団体などの組織へ資金を提供する。毎年、各競技団体がHalbergに申請書を提出し、合計400,000NZドルの資金を認可された競技団体に配分する。毎年6月に各競技団

体のプロジェクト評価をする。また、HalbergはAllSportsプログラムを通じ、学校の教員や地域クラブのスタッフメンバーに対する知識の提供や障害者スポーツコーディネーターによる指導を行うが、スポーツプログラムそのものは提供していない (Halberg, インタビュー, 2013)。コーディネーターまたはHalbergが提携しているスポーツ競技団体(例、Swimming NZ)が指導者の派遣を行う。コーディネーターは全国に点在しており、地域レベルのスポーツ振興を担う地域スポーツトラスト (全国17組織) に配属される。また、年に1度、選手やチームの業績をたたえるWestpack Halberg Awardsが与えられる。最終受賞者の採択期間中、メディア報道を通じ、障害者スポーツ振興のための寄付金を募る。

3) パラフェド(Parafed Associations)

Halbergからの資金を得て、地域における障害者スポーツの振興を担うのがParafed Associations(以下Parafeds)である。Parafedsの活動拠点は様々であり、スポーツ施設、病院、脊髄損傷リハビリテーションセンターなどに事務所が設置されている。各Parafeds間のコミュニケーションの機会は、電話やEmailに限られ、会議等は開催されていない。Parafedsの一つであるParafed wellingtonではスタッフが1名、パートタイムで従事している。2013年2月時点の登録メンバーは約100人で、今後、車椅子バスケットボール、車椅子ラグビーとボッチャを中心にメンバーの増加を図る見込みである。活動拠点はASBスポーツセンターと近隣の体育館である。年に2回障害者スポーツExpoを開催しParafed Wellingtonのプロモーションおよび地域の障害者スポーツ振興、身体活動の普及啓発を行っている。

(4) 障害者スポーツ活動・強化拠点

2002年以降、障害者の社会参加の保障を目的に、全ての建物・施設に建築基準法に則って新設・改修する義務が課せられた。そのため、現在設立済みのスポーツ施設は障害者のアクセスも可能となっており、障害者アスリート専用のトレーニング施設は無く、建設の予定もない (SNZ, インタビュー, 2013)。HPSNZの事務所があるオークランドのMillennium Training Centre (MTC)は障害者アスリートも利用できるよう整っている。HPSNZ自体はオークランド大学のスポーツ医学研究支援と政府による財政支援を受けているが、児童・地域住民の利用も可能であるMTCは地域施設としては政府から資金は受けておらず、学校や地域クラブを対象に行うプログラム開催費用および一般市民のセンター利用によるメンバーシップ費用を主な財源として運営を行っ

ているのが特徴的である。

(5) 指導者養成システム

障害者スポーツ指導員・コーチとしての国家資格はなく、各競技団体のコーチが障害者アスリートの指導を行う。障害者スポーツの指導を行うには、地域クラブや健常者スポーツ団体にコーチング活動を行っている指導者らに対し、Halberg が障害や障害者スポーツに関する知識を提供するための基礎トレーニングを提供している。ヘルベルグ障害者スポーツ財団のコーディネーターは「障害者スポーツの指導者に求められることは、“障害”や“障害者スポーツ”に関する知識ではなく、“スポーツ”に関する知識と技術である」と言う (Halberg, インタビュー, 2013)。Halberg は6週間おきに指導者のために3日間のワークショップを提供し、障害についての教育を行う。コーチに対する財政支援の1つに「首相奨学金(Prime minister's scholarship)」がある。アスリートに帯同するための遠征費やコーチとしての技能の向上を目的とした大学院の学費などが対象とされるが、競技団体の役員には適応されず、アスリートの指導を行うコーチであることが求められる。

5. まとめ

タイ、マレーシア、ベトナムでは、省庁レベルでも競技団体レベルでも一元化がなされていた。しかし、一元化の理由は財政支援や人員不足が原因であった。この3カ国に共通することとして、一元化ではなく健常者スポーツからの独立を望む声が強。また、政府・企業からの財政支援、障害者がアクセス可能なスポーツ施設の建設、専任コーチの養成等が課題とされていた。なお、台湾の一元化の背景とその根拠に関しては、引き続き調査が必要である。一方、NZは英国とAUSのスポーツ政策の影響を受けており、先住民を含めたマイノリティに対する平等政策に価値観を置いている。しかし、障害者のメインストリーム化はここ数年の取り組みであり、選手強化の面などでは課題も散見された。

今回の調査で、一元化政策には3つのタイプがあることがわかった。ひとつは“ASEAN 諸国型”である。ASEAN型に属する国は財源や人材不足のため一元化をせざるをえない社会背景を読み取れた。次に“シンガポール型”である。シンガポール型は一元化体制が敷かれてはいるが、障害者が排除されないよう、常にモニタリングすることが重要となる。最後に、マイノリティ政策の一環として一元化政策が推進される“欧州・AUS・NZ型”である。このタイプに属するNZでは、一元化は前向きな施策として

捉えられていた。換言すれば、同じ一元化政策であっても社会背景が異なれば、その政策課題も異なっている。こうした政策の違い課題を読み取りつつ一元化政策を理解し議論することが今後より必要となるだろう。

参考文献

- JICA. (2002). 国別障害関連情報. 国際協力事業団, 企画評価部.
- Khoo, S. (2011). New direction: disability sport in Malaysia. *Sport in society: cultures, commerce, media, politics*, 14(9), 1285-1290.
- 黒田学・鈴木典夫. (2000). ベトナムにおける障害者福祉の動向と課題. *障害者問題研究*, 28(1), 31-37.
- National Sports Council of Malaysia. (2012). 2012 Paralympic Games. Malaysia.
- 野川春夫, 佐々木朋子, 田中暢子, 佐藤由夫, 李性政 & De Knop, P. (2012). スポーツ振興(健常者・障害者)の一元化推進策に関する国際比較研究. *SSFスポーツ政策研究1*(1), 40-49.
- 文部科学省. (2011). スポーツ基本法. スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課.
- 斎藤善久. (2011). ベトナムの障害者雇用法制. 小林昌之編, 開発途上国の障害者雇用—雇用法制と就労実態. 調査研究報告書, アジア経済研究所, 47-56.
- Taiwan Today. (2013). President Ma launches Sports Administration. Republic of China.
- 田中暢子. (2011). 競技団体の「障害者スポーツ推進の取り組みにおけるジレンマ」—社団法人日本エアロビク連盟の事例研究/ルークスの権力観を用いて. *体育研究*, 45, 39-57.
- 田中暢子. (2012). 五輪選手との違いは何か. 第2回パラリンピック選手の競技環境 その意識と実態調査 報告書. 一般社団法人日本パラリンピアンズ協会.
- 田中暢子. (2012). シンガポール, 野川春夫, 佐々木朋子, 田中暢子, 佐藤由夫, 李性政 & De Knop, P. (2012). スポーツ振興(健常者・障害者)の一元化推進策に関する国際比較研究. *SSFスポーツ政策研究*, 46-48.
- 寺本実. (2008). ベトナムにおける障害者生計調査に向けて—既存統計と社会モデル導入の試み. 森壯也編, 障害者の貧困削減: 開発途上国の障害者の生計. 調査研究報告書, アジア経済研究所, 131-156.
- 時本識資・田畑亨. (2003). ベトナム社会主義共和国におけるスポーツ政策, *The annual report of health, physical education and sport science*, 22, 87-94.
- 山口泰雄. (2004). アジアのスポーツ振興は今. *月刊体育施設*, 33(12), 62-67.

この研究は笹川スポーツ研究助成を受けて実施したものです。